

生駒市立生駒小学校 いじめ防止基本方針

【1】いじめに対する考え方

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に則り、本校のいじめに対する考え方を具体的に明記する。

(1) いじめの定義について

- I 加害者(A)も被害者(B)とともに児童であること。
- II AとBとの間に一定の人間関係があること。
- III AがBに対して、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)をしたこと。
- IV Bが心身の苦痛を感じていること。



一定の関係性をもつ両者の間で、心身の苦痛を感じる事象があった場合には、「いじめ」として認知する。

(2) いじめに対する理解について

- I いじめは、どの児童にも起こりうるものである。
- II 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」、また、たとえ一回のいじめであっても、生命又は身体に深刻な影響を与えることがある。
- III いじめは、「被害-加害」という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在も含む、複雑な関係から成る場合が多くみられる。
上記のことを教職員が理解した上で、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの認知の考え方について

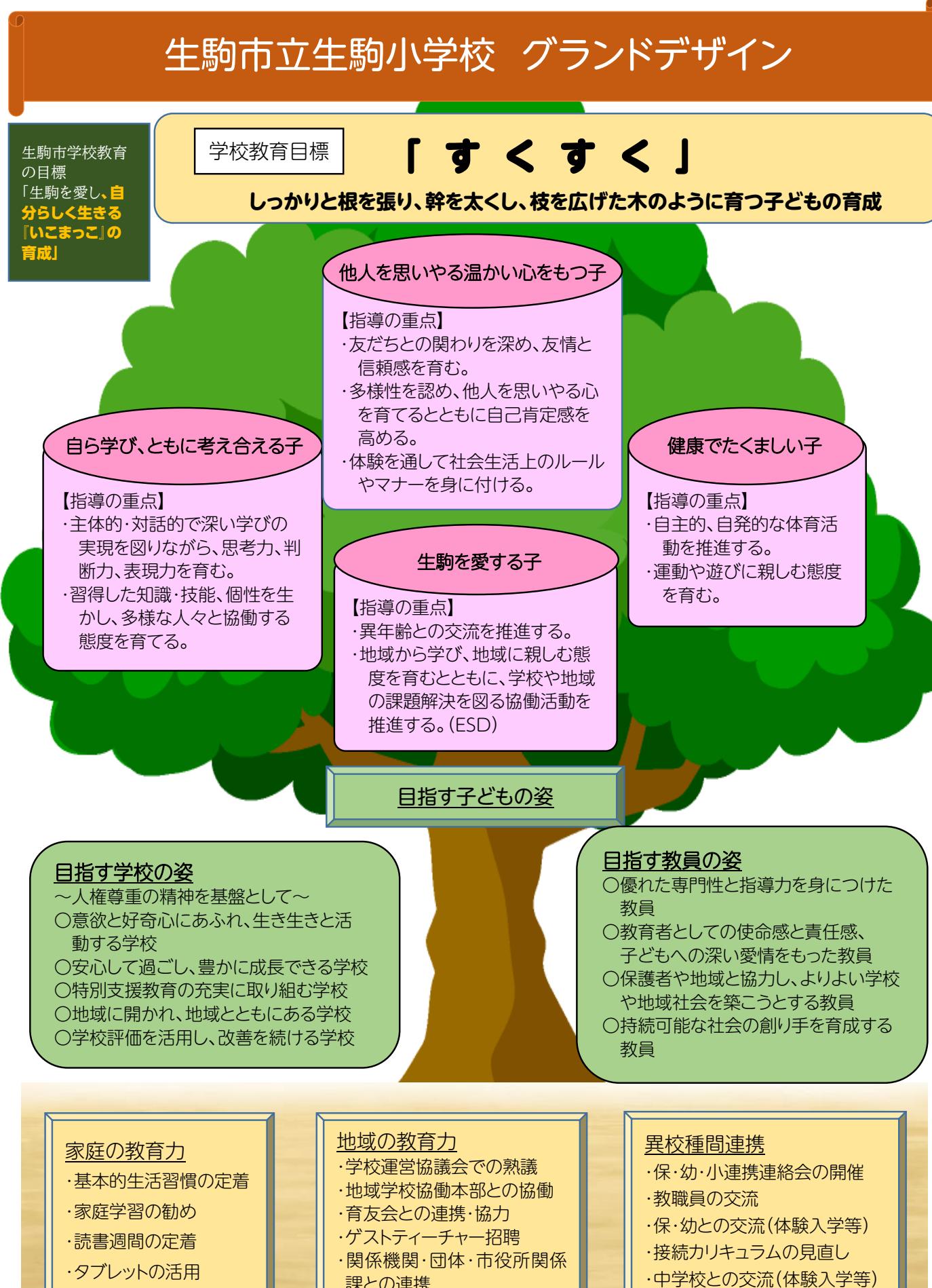
いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、【2】-(4)で示す体制により組織的かつ客観的に行う。また、いじめの判断をする際には、被害児童、加害児童、その他関与している児童への聞き取りをもとに判断し、表面的・形式的な判断となることのないように留意する。

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- I いじめは決して許される行為ではない。
- II いじめ問題を担任一人が抱え込まず、学年、学校で共有し組織的に対応する。
- III いじめの積極認知によって、いじめ問題の早期発見・早期対応を行い、いじめの芽を摘んでいく。
- IV 学校において自ら児童に範を示す指導ができるように努める。

【2】学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 生駒小学校 グランドデザイン



(2)いじめの未然防止について

児童の人権意識を醸成したり、規律を守る態度を養ったりすることを目的として、本校では以下に挙げる取組を重点的に行う。

道徳授業の充実

互いの考え方や立場を認め合い、尊重し合う
人間関係について考える機会をもたせる。

ありがとうの木

相手に自分の気持ちを伝える活動を通じて、
友達の優しさやぬくもりを感じさせる。

スマホ・携帯マナー教室

情報モラル教育を行う。

廊下の右側歩行徹底

校内を歩く際、右側を歩くことを徹底
させ、決まりを守ることを指導する。

学級会

共感的な人間関係を築く場
を設ける。

クラス交流会

異学年の児童と関わる機会
をもたせる。

学級目標掲示

学年の初めに各クラスで学級目標
を決め、教室や校内に掲示する。

すくすくタイム

朝の時間、静かに読書や学習をすることで、
気を落ち着かせた状態で1日を始めさせる。

全校朝会

毎月1日、月別生活目標を知
らせ、指導の徹底を行う。

人権意識の醸成、規律を守る態度を養う。

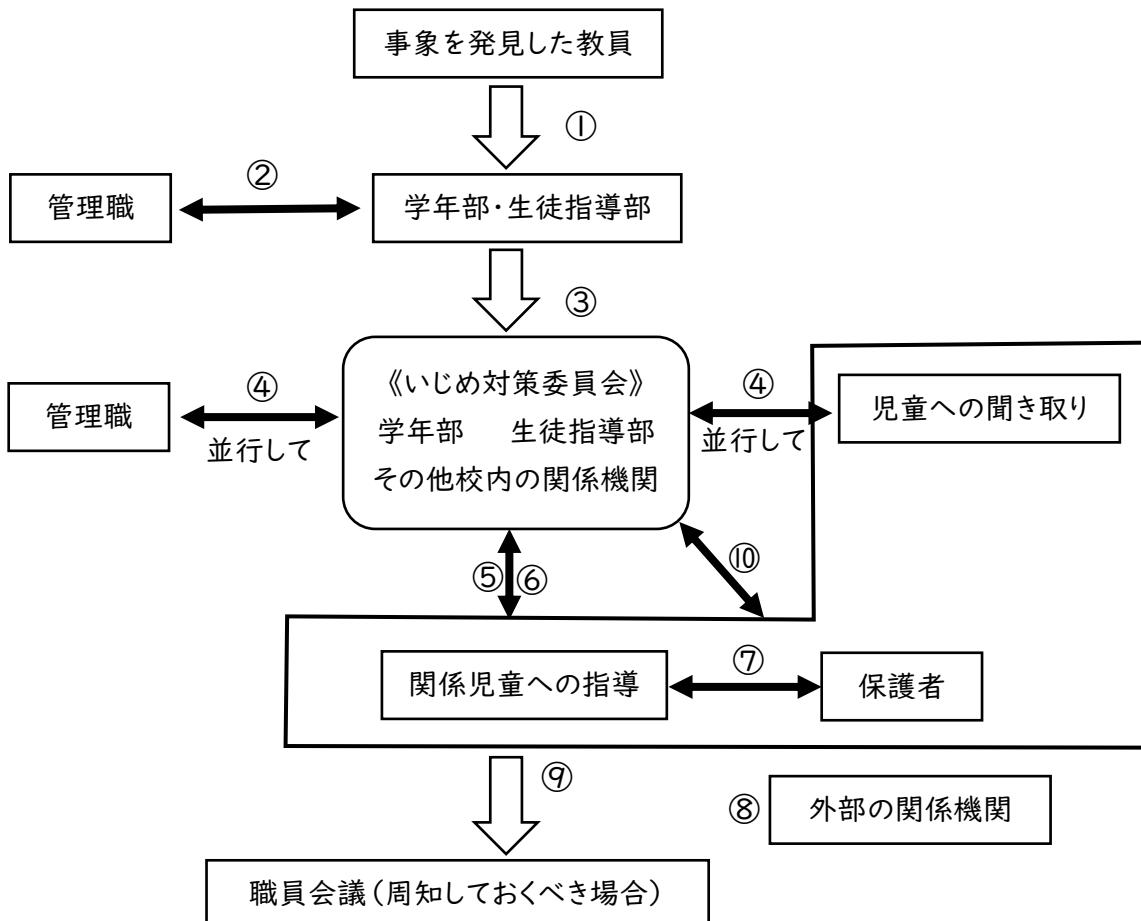
(3)いじめの早期発見について

- ・日頃より児童とのコミュニケーションを図り、信頼関係の構築と児童理解を行う。
- ・いじめに関するアンケートを定期的に実施する。
- ・学年会、生徒指導部会等で児童の情報交換を密に行い、全職員で共有する。
- ・いじめ相談電話やメール等の相談窓口については、児童・保護者へ周知する。
- ・保護者や地域と連携を図り、情報を共有する。

(4) 迅速な対応について

本校では、いじめ事象の発生時、原則以下に示す図に従って迅速な対応を行い、教職員が一体となって事象の解決に努める。

【指導体制】



【指導方法】

- ①事象を発見した教職員は速やかに当該児童の学年部・生徒指導主任に報告する。
 - ・事案報告カードや生徒指導ファイルに確認できた情報を記録・保存する。
 - ②学年部・生徒指導主任は管理職に確認できた情報を報告し、今後の対応の指導を受ける。
 - ③生徒指導主任は当該学年部・生徒指導部・その他校内の関係機関を招集し対策委員会を開く。
 - ④いじめ対策委員会は管理職も参加し、今後の対策を検討する。
 - ・生徒指導主任が現段階で把握している情報を伝え、指導方針を打ち合わせする。
 - ・関係児童に「どの教職員が、どこで、いつ聞き取りを行うか」決め、実施する。
 - ・今後の指導の確認・校内関係機関への協力要請について・保護者への連絡について検討する。
 - ⑤関係児童への指導を行う。
 - ⑥傍観者への指導を行う。
 - ⑦保護者への連絡をする。
 - ⑧必要に応じて関係機関に報告し、対応の協力を要請する。
 - ⑨すべての教職員へ報告し、今後の指導方針を共通理解する。
 - ⑩いじめ解消後も、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への助言の継続を行う。

【3】重大事態への対処

(1) 重大事態について(重大事態とは)

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあるまたは生じるおそれがある場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を負った場合

- ・精神症の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして調査等にあたる。

※事態発生について教育委員会に報告し、調査を行う。

(2) 重大事態への対処の方法について

上記【2】—(4)「迅速な対応について」の指導体制を基本として、加害児童への十分な支援も視野に入れて、全教職員で連携して対処にあたる。

(3) 調査結果の提供および報告について

(調査結果の提供)

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係などについて必要な情報を提供する。

- ・通報してきた児童の人権や個人情報に十分配慮することに留意する。

- ・情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

(調査結果の報告)

調査結果については、教育委員会に報告を行う。